

まちづくり江之元

通算第24号

発行：四国中央市 建設部 都市計画課

見直しにあたっての視点 ~ 科学的評価とアンケート結果等 ~

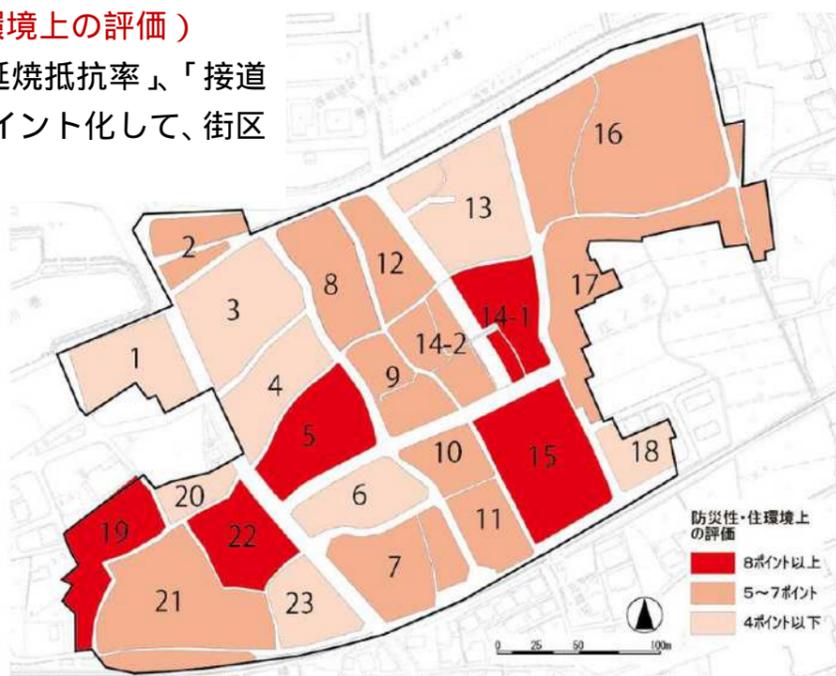
事業の見直しにあたっては、次のとおり 科学的評価（防災性・住環境上の評価）アンケート調査結果及び戸別訪問結果を踏まえ、道路整備により防災性・住環境上の課題の多い街区が改善に向かうよう配慮しました。

自立的な建替えが困難な箇所では、道路整備により建替え等が可能となります。また、道路位置、幅員については、できるだけ立退きに影響しないよう検討しました。

科学的評価（防災性・住環境上の評価）

「老朽木造住宅割合」、「延焼抵抗率」、「接道不良建物割合」の合計をポイント化して、街区毎に評価

右図の1~23街区の内、赤で表示されている街区はポイントが高く、防災性・住環境上の課題が残っているといえます。



アンケートや戸別訪問からの声

「今の家屋は古すぎて、問題が山積・・・コミュニティ住宅に一日でも早くはいりたい」(江之元中央線・中A) 「人口の減少により、これ以上の整備見直しは必要ないと思う。」(江之元中央線・建替運動型道路) 「街区南で危険な老朽建物が建詰まっている。道路整備に合わせた改善ができないか。」(江之元中央線・中B) 「自動車の通り抜けができず、大変不便」(江之元中央線・東) 「整備された道路から一步入った奥の宅地が取り残されている現状を早く解消してほしい。」(江之元岩崎線) 「大変狭あいだで、塀が崩れそうな箇所もあり、通学生徒も危険。改善してほしい。」(新開地区の道路)

・事業に際してご不明の点、相談ごと等がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

四国中央市 建設部 都市計画課（消防防災センター5階）

担当者：鈴木隆史、玉井慎也

電話：0896-28-6231 FAX：0896-28-6189

江之元地区の住環境整備計画の見直しを行いました

江之元地区の住環境整備事業は、平成8年に着手して20年が経過し、このたび住環境整備計画の見直しを行いましたのでご報告いたします。計画の見直しにあたり、平成28年11月にアンケートを実施、住環境整備推進委員会を開催し、現況調査結果に基づき検討するなど、皆様のご意見を伺いながら見直しを進めてまいりました。

今後は修正した計画に基づいて、江之元地区のまちづくりを進めてまいります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



完成が近い江之元大通り線
（幅員10m）

計画の見直し内容については
中面をご覧ください

【見直しの経過】

平成28年7~9月	土地・建物現況調査の実施（市）
10月	第62回住環境整備推進委員会 （計画見直しの進め方について協議）
11月	アンケート調査の実施 （まちづくり江之元23号とともに配布）
12月~	戸別訪問を開始（市）
平成29年1~4月	現況調査結果、アンケート調査結果をもとに、計画の見直し案について検討
5月	第63回住環境整備推進委員会 （アンケート結果報告・見直しの方向性について協議）
6~10月	見直した計画案について、関係課や県と協議
11月	第64回住環境整備推進委員会（最終見直し案の承認） 計画見直しの決定（市）

平成30年度から、見直した計画案に基づき、引き続き江之元地区のまちづくり事業を進めてまいります。

江之元地区住環境整備事業(整備計画)見直しの内容

見直しの内容 主なポイント

江之元中央線の整備について

今回の見直しにより、この区間を4つに分けて検討しました。

・中央西側(中A)は、当初計画どおり幅員6mで整備します。( の区間)

・中央部は、幅員6mの整備でしたが、建替連動型道路に変更します。( の区間)

・中央東側(中B)は、当初計画どおり幅員6mで整備します。( の区間)

・江之元東通り線以東は、幅員6mから幅員4mに変更して整備します。( の区間)

区域西側(新開地区)の道路整備について

これまで新開地区内の4m未満の道路を、建替連動型道路として位置付けていましたが、今回の見直しにより江之元新開線(西)・江之元中央線(西)及び新開線として、幅員4m道路を市が整備します。( の区間) 残りの区間は建替連動型道路とします。

江之元岩崎線東側の整備について

変更前は建替連動型道路としていましたが、変更後は現在の江之元岩崎線を延長する形で、江之元岩崎線(東)として幅員6mの道路を市が整備します。

第2コミュニティ住宅の整備について

これまでは、第2コミュニティ住宅の整備として12戸を予定していましたが、今後の需要予測等により2戸減の10戸を整備します。(実際の需要が下回る場合は、広場の整備を行います。)

事業期間について

今回の見直しにより、事業期間を6年延長し、平成8年度から平成36年度までの29年間とします。

図の凡例

-  整備が完了した箇所
-  概ね平成30年度までに整備予定の箇所
-  計画の見直しにより今後も整備を進める箇所
-  建替連動型道路
(皆さんが建替えの際、建築基準法に基づき中心から2mの後退をしてもらいながら、少しずつ4mの道路にしていく道路です。市が用地買収をするものではありません。)

